

## 船舶事故調査報告書

平成31年3月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年12月5日 16時25分ごろ
発生場所	宮城県仙台塩釜港塩釜第3区 地蔵島灯台から真方位120° 650m付近 (概位 北緯38° 19.2′ 東経141° 04.7′)
事故の概要	貨物船 <sup>めいさい</sup> 明栄丸は、航行中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年12月6日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 明栄丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	134730、有限会社宝洋
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）（旧就業範囲）
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 6、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の中央期 日没時刻：16時16分ごろ 宮城県塩釜市には、12月5日12時35分に強風注意報が発表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、空船の状態で茨城県茨城港日立港区に向け、仙台塩釜港塩釜第2区中ふ頭の岸壁（以下「本件岸壁」という。）を離岸した際、塩釜信号所から、1隻の船舶（以下「本件反航船」という。）が仙台塩釜港塩釜区の航路（以下「本件航路」という。）東側から入る旨の連絡を受け、本件航路に入った。</p> <p>本船は、約7～8ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵により本件航路を東進中、船長が、船橋中央の操舵スタンドの前に立ち、レーダーのレンジを適宜調整してレーダー画面を見ながら、本件航路内で本件反航船とすれ違うのを避けようと思い、地蔵島灯台を過ぎた頃、一旦主機を中立運転として本件航路外に出た。</p> <p>本船は、約3knの前進行きあしで本件航路の南側にある東北電力仙台火力発電所沖を航行中、船長が前方にある塩釜第3号灯浮標及び本件反航船に意識を向けていたところ、北西風を受けて圧流され、同発電所沖の浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、船首約1.8m、船尾約2.6mであった。</p> <p>船長は、本件浅所の存在を知らなかった。</p> <p>海図W64A（仙台塩釜港塩釜）によれば、本件浅所は、2m等深線付近であった。</p>

<b>分析</b>	本船は、本件航路を航行中、強風注意報が発表されている状況下、船長が本件浅所の存在を知らなかったことから、本件航路外に出て本件浅所付近を航行し、風力6の北西風に圧流され、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、日没後の薄明時、本船が、本件航路を航行中、強風注意報が発表されている状況下、船長が本件浅所の存在を知らなかったため、本件航路外に出て本件浅所付近を航行し、風力6の北西風に圧流され、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 航行する水域について、水路調査を十分に行い、浅所等の位置を把握しておくこと。</li></ul>